

千葉県介護職種外国人技能実習生日本語学習支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、開発途上地域等への介護の技能、技術又は知識（以下「技能等」という。）の移転による国際協力を推進するため、千葉県内の老人福祉法及び介護保険法関係の施設又は事業所（以下「受入施設等」という。）が外国人技能実習生（以下「技能実習生」という。）の受入を行う場合に、技能実習生が介護の技能等を修得する上で必要な日本語学習に係る経費について、予算の範囲内において、外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成28年法律第89号。以下、「技能実習法」という。）、千葉県補助金等交付規則（昭和32年千葉県規則第53号。以下、「規則」という。）及びこの交付要綱に基づき補助金を交付する。

(補助対象者)

第2条 この補助金の交付対象となる者は、千葉県内の受入施設等を運営する者であり、技能実習生と雇用契約を締結し、技能実習法第8条の規定による認定を受けた技能実習計画に基づき実習を行わせる者（以下「実習実施者」という。）とする。

2 前項の規定にかかわらず、補助を受けようとする事業を行う者（法人その他の団体にあつては、その役員等（業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者、相談役、顧問その他の実質的に当該団体の経営に関与している者又は当該団体の業務に係る契約を締結する権限を有する者をいう。以下同じ。））が次の各号のいずれかに該当する者であるときは、当該事業は、補助の対象とならない。

(1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）

(2) 次のいずれかに該当する行為（イ又はウに該当する行為であつて、法令上の義務の履行とするものその他正当な理由があるものを除く。）をした者（継続的に又は反復して当該行為を行うおそれがないと認められる者を除く。）

ア 自己若しくは他人の不正な利益を図る目的又は他人に損害を加える目的で、情を知つて、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団員を利用する行為

イ 暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなることを知りながら、暴力団員又は暴力団員が指定した者に対して行う、金品その他の財産上の利益若しくは便宜の供与又はこれらに準ずる行為

ウ 県の事務又は事業に関し、請負契約、物品を購入する契約その他の契約の相手方（法人その他の団体にあつては、その役員等）が暴力団員であることを知りながら、当該契約を締結する行為

(3) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

(補助対象経費)

第3条 この補助金の交付対象となる経費は、技能実習生の日本語学習に係る経費のうち、実習実施者が負担する別表の第1欄に定めるものとする。

(補助対象期間)

第4条 この補助金の交付対象となる期間は、技能実習生の雇用が発生した日の属する月から起算して12月を超えない範囲内とする。

(交付額の算定方法)

第5条 この補助金の交付額は、技能実習生1人ごとに次の各号に掲げる方法により算出した額の合計額とする。ただし、算出した額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

- (1) 別表の第2欄に定める基準額と第3条に定める対象経費の実支出額の合計とを比較して少ない方の額を選定する。
- (2) 前号により選定された額と総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に、別表の第3欄に定める補助率を乗じる。

(交付の申請)

第6条 規則第3条の規定により補助金の交付を申請しようとするときは、千葉県介護職種外国人技能実習生日本語学習支援事業補助金交付申請書(別記第1号様式)に関係書類を添えて、知事に提出しなければならない。

(交付の条件)

第7条 規則第5条の規定により付する条件は、次の各号のとおりとする。

- (1) 補助事業を変更(軽微な変更を除く。)するときは、知事の承認を受けなければならない。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止するときは、知事の承認を受けなければならない。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しないとき又は補助事業の遂行が困難なときは、速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならない。
- (4) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。
- (5) 補助金と補助事業に係る収入及び支出との関係を明らかにした帳簿を備え、かつ当該収入及び支出についての証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を事業完了の日(事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日)の属する年度の終了後5年間保管しなければならない。
- (6) 補助事業の対象経費と重複して他の補助金等の交付を受けてはならない。
- (7) 補助事業者が第1号から第6号に掲げる条件に違反した場合、知事は補助事業者に対し、その納付額の全部又は一部を県に納付するよう命じることがある。

(承認申請)

第8条 前条第1号又は第2号の規定により承認を受けようとするときは、千葉県介護職種外国人技能実習生日本語学習支援事業補助金変更(中止・廃止)承認申請書(別記第2号様式)を知事に提出しなければならない。

(実績報告)

第9条 規則第12条の規定による実績報告は、補助事業完了の日から起算して1月を経過した日(第7条第2号に掲げる条件により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合にあっては、当該通知を受理した日から1月を経過した日)又は事業実施翌年度の4月10日のいずれか早い日までに、千葉県介護職種外国人技能実習生日本語学習支援事業補助金実績報告書(別記第3号様式)に関係書類を添えて、知事に提出しなければならない。

(交付の請求)

第10条 規則第15条の規定により補助金の交付を請求しようとするときは、交付額の確定通知を受理後、速やかに千葉県介護職種外国人技能実習生日本語学習支援事業補助金交付請求書(別記第4号様式)を知事に提出しなければならない。

(概算払の請求)

第11条 規則第16条第2項の規定により補助金の概算払を受けようとするときは、千葉県介護職種外国人技能実習生日本語学習支援事業補助金概算払請求書(別記第5号様式)を知事に提出しなければならない。

(消費税等に係る税額控除の申告)

第12条 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入に係る消費税及び地方消費税額として控除できる部分の金額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)が確定した場合、消費税及び地方消費税仕入控除税額報告書(別記第6号様式)により速やかに知事に報告しなければならない。

2 知事は、前項の規定により報告があった場合には、当該仕入控除税額の全部又は一部を県に納付するよう命じることがある。

(その他)

第13条 この要綱の実施について必要な事項は、知事が別に定める。

附則

この要綱は、令和元年11月13日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

附則

この要綱は、令和3年12月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和5年7月28日から施行し、令和5年度予算に係る補助金から適用する。

別表（第3条、第5条関係）

| 1 対象経費 | 2 基準額 | 3 補助率 |
|--|---------------------|--------|
| 報償費、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費、教材費）、役務費（通信運搬費、手数料、保険料）、使用料及び賃借料、委託料、補助金、備品購入費 | 技能実習生1人あたり 150千円 | 10分の10 |